介護予防・日常生活支援総合事業(通所介護相当サービス)
重要事項説明書

通所介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社野いちご
主たる事務所の所在地	〒384-0808 小諸市大字御影新田池の上 2238 番地 13
代表者（職名・氏名）	代表取締役　西森由美子
設　立　年　月　日	平成 8 年 2 月 12 日
電　　話　　番　　号	0267-25-1815

２．事業所の概要

事　業　所　の　名　称	デイサービス野いちご	
事　業　所　の　所　在　地	〒384-0808 小諸市大字御影新田池の上 2238 番地 13	
電　　話　　番　　号	0267-25-1815	
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	0267-25-1815	
指定年月日・事業所番号	令和 7 年 7 月 1 日指定	２０７０８００８３０
実施単位・利用定員	10 単位	本館 19 人・サテライト 9 人
通常の事業の実施地域	小諸市・佐久市・御代田町・軽井沢町・佐久穂町・東御市	

３．運営の方針

・　通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

・　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

・食事の提供

　食事の提供及び必要な介助を行います。

・入浴（個浴）

　入浴サービスの提供及び必要な介助を行います。

・日常生活動作の機能訓練
　利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーション等を行います。
・健康状態の確認
　体調や血圧等の確認を行います。
・送迎
　居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
・日常生活における相談及び助言
　利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
・その他日常生活上の援助
　利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。

５．営業日時

営 業 日	月曜日から土曜日まで 年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日まで）は休み
営業時間	午前８時 30 分から午後５時 30 分まで
サービス提供時間	午前 9 時 00 分から午後４時 30 分まで

６．事業所の従業者の体制

（令和 7 年 7 月 1 日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	1 人	人	人	人
生活相談員	人	1 人	人	1 人
看護職員	人	人	人	2 人
介護職員	人	人	3 人	2 人
機能訓練指導員	人	人	人	2 人

７．利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

（１）通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費】（通常規模型）

9 時 25 分～16 時 30 分（7 時間以上 8 時間未満）

要介護度	単位数	ご利用料金	ご利用者負担額 1 例※1		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	658	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円
要介護 2	777	7,878 円	788 円	1,576 円	2,364 円
要介護 3	900	9,126 円	913 円	1,826 円	2,738 円
要介護 4	1,023	10,373 円	1,038 円	2,075 円	3,112 円
要介護 5	1,148	11,640 円	1,164 円	2,328 円	3,492 円

【加算】金額（1 日あたり）/円

項目（内容）	単位数	ご利用料金	ご利用者負担額一例※1		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
入浴介助加算（Ⅰ）	40	405 円	**41 円**	**81 円**	**122 円**

（2）その他の費用

食費	昼食代 800 円(おやつ代含む)
おむつ代等	実費
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の自費をいただきます。

（3）支払い方法

毎月、15 日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、20 日までにお支払いください。お支払い方法は、郵便局の指定口座からの引き落とし、現金払いの中からご契約の際に選択できます。引き落とし日は 25 日とします。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。

・複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

９．秘密保持及び個人情報の保護

・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

１０．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

緊急連絡先 (家族等)	指名(利用者との続柄) 電話番号	

１１．事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１２．苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

（１）事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号　0267－25－1815 受付時間　月曜日から土曜日　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分 担当者名　西森由美子

（２）その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	小諸市高齢福祉課	電話　0267-22-1700
	長野県国民健康保険団体連合会	電話　026-238-1555

１３．非常災害対策

・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
・事業所は、防災計画に基づき、年２回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

１４．サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

（１）事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、３ヶ月前までに文書で通知します。

（２）自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
・利用者が死亡した場合

（３）その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
・事業者が、守秘義務に反した場合
・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

・利用者の利用料等の支払いが３ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

令和　　年　　月　　日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説　明　者　　所 在 地　　小諸市大字御影新田 2238 番地 13
事業所名　　デイサービス野いちご
職・氏名　　管理者　西森　由美子　　印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利　用　者　　住　所
氏　名　　印

代　理　人

住　所

氏　名　　印

本人との続柄